



あいづ

〔発行〕自治労

福島県本部会津総支部

〔所在地〕会津若松市西栄町

7-9 会津労働福祉会館2階

〔連絡先〕

jitirou.aizu@gmail.com

(携帯) 090-3361-8400

紙面学習

シリーズ 37

『もしも組合員じゃなかったら』

「労働組合」には、困った時の相談窓口の役割も。窓口としての知識と体制を整えて、組合員を守り、より良い労働環境を勝ち取ろう！

▼紙面学習シリーズの37回目は、あなたが『もしも(自治労の)組合員じゃなかったら、こんなことが起きますよ』というお話です。

▼その前に、まず「労働組合」とは？から確認していきましょう。自分の労働環境に大きな不満をもっている労働者(男性)がいたとします。彼は、労働環境を改善してもらうために一人で総務部長のところへ行きました。でも、所詮、使用者と労働者の関係、対等ではないので総務部長は聞く耳を持ちません。ましてや、労働者が皆、個人個人で改善を求めてき



※これは、AIで生成した画像です。

たら、それに一つ一つ対応することなど不可能です。

そこで、日本

国憲法では、労働組合の結成(団結権)を認め、労働組合法では、労働者(労働組合)が

使用者と対等な立場で交渉するための権利を保障しているのです。(「公務員の労働三権」については、この機関紙427号を参照ください。)

労働者一人一人は弱い存在ですが、労働組合に加入・結集することによって、使用者と対等の立場で交渉し、より良い労働環境を勝ち取っていくこと。そして、組合員同士がお互いを助け合うことで、事故や病気などの不安に備え(これが自治労共済です)、ろうきん(労働金庫)を通じて、組合員の生活を幅広くサポートする「共助」の組織が、労働組合なのです。



当面の日程

■10月10日(金)・11日(土)
○13:00~県本部第117回定期大会
(リステル猪苗代)

■10月30日(木)
○10:00~連合福島第39年次大会(福島GP)

■11月17日(月)・18日(火)
○13:00~第11回じちろう全国共済集会(東京国際フォーラム)

■12月8日(月)・9日(火)
○自治労2026春闘中央討論集会

▼では、本題に入ります。あなたが「職場の課長からパワハラを受けている」としましょう。そうした時に、労働組合に入っていない場合と入っている場合とで、どう状況が変わるのか考えてみます。

▼まず、労働組合に「入っていない」場合です。問題は相談先、①職場の先輩?②家族?それとも③職場内の安全衛生委員会の相談窓口?

①の場合↓同じ課員だったら自分の上司でもある訳で、あなたの味方になって、当該課長に対して行動を起こすことは、とても勇気がいることだと思えます。また、別の課員だったとしても、将来自分の上司になる可能性もあり、やはり行動を起こすことをためらってしまうのではないのでしょうか。

②の場合↓あなたを心から心配して



学習の強化と交流で組織を強化しよう！

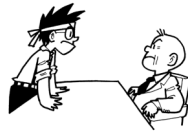
職場に怒鳴り込ん
でくる家族もいる
かもしれない
が、多くの場合は
「お前が悪いんだ
から、我慢して働け」なんて言わ
れるのが落ちではないでしょう
か？また、仮に家族が職場に怒鳴
り込んできた後、それまでのよう
に、平常心で業務を続けられる自
信があるでしょうか？

③の場合↓安全衛生委員会がしつ
かりと機能して、いつでも相談を
受け付ける（窓口）体制がとられ
ているのであればいいのですが、
皆さんの職場ではどうでしょう
か？多くの場合、当該委員会は総
務課や人事課の所管で、係長が担
当（窓口）なのではないでしょう
か？業務多忙な中で、十分な相談
窓口としての対応が困難なのでは
ないかと思えます。また、なか
か相談しづらいという雰囲気もあ
るのではないのでしょうか？

結局のところ、なたは誰にも相
談できず、また相談できたとして
も何の解決にもならない…そんな
状況になる可能
性が高いと思
います。「泣き寝
入り」になりか
ねません。



▼では、労働組合に「入ってい
る」場合です。まず、相談先に
「労働組合」が加わります。具
体的には、あなたの近くの（相談し
やすい）執行委員や、場合によっ
ては書記長、委員長に「実は、○
○課長からパワハラを受けてい
る。組合として対応をお願いした
い。」旨、伝えてください。組合
としては、四役等で相談し、対応
を検討します。対応は複数考えら
れます。例えば、総務課長へ状況
を伝え、事実確認とともに当該課
長への指導を求めた
り、それでも改善し
ない場合には、交渉
の場で強く改善を要
求することも必要で
す。また、どうしても単組内で解
決できない場合、例えば、当局へ
要求しても一向に対応せず、当該
組合員の精神的・身体的負担が増
大しているような場合、法的措置
（①当局の予防措置義務違反への
対応、②損害賠償等、民事訴訟へ
の対応等々）が必要となることも
あります。このような場合には、
（組合が）総支部経由で県本部へ
相談していただくことになりま
す。県本部では、福島市内の弁護
士の先生と顧問契約を締結し、相
談体制を整えています。



▼さて、最後に、組合執行部とし
ての対応・心構えについてです。
前述の通り、パワハラに限らず、
さまざまな問題について組合員か
らの相談を受けます。これらに対
応する知識・体制を整えておく必
要があります。まず、①「組合員
が気軽に相談できるような雰囲気
づくり」が必要です。定期的に組
合機関紙やチラシで相談窓口・方
法等を周知したり、組合事務所が
あり、役員等が常駐しているのも
あれば、その場の雰囲気づくりも
必要です。それから②「執行部の
知識」、これは総支部や県本部に
おいて、さまざまな学習の機会を
提供していますので、積極的に参
加することが必要です。最後に③
「執行部の体制」です。単組に
よっては、1年で執行部が総入れ
替えとなるところもあるようで
す。「全員が平等に担う」という
考え方も理解できます。しかし、
組合活動で重要なことは「運動の
継続性・発展性」だと思います。
例えば書記次長から執行委員長ま
で連続して担う等の体制がなけれ
ば、「継続性・発展性」は望めま
せん。ただ、逆に長期間同じ執行
部という環境では、「組合の私物
化」が生じたり「後継者が育たな
い」という側面もあります。

編集後記

▼さて、酷暑から一転、9月後半
頃から急に秋らしい気候になりま
した。急いで、衣替えを行った人
もいたのではないのでしょうか？暑
くなるのも急で、涼しくなるのも
急で…春と秋の存在が薄くなっ
てきているような気がします。

気象庁による三カ月予報では、
10・11月は「気温が高く（確率
50%）」、12月は「雪または雨
の日が多く、降水量は平年並又は
多い確率が40%」とのこと。ま
た、今年2月のような大雪災害が
なければいいので
すが…。

（坂内）



総支部HP

会津総支部ホーム
ページのトップペー
ジです。



機関紙

総支部機関紙のバック
ナンバーは、こちら
から。



機関紙の内容について職場の仲間と話し合おう！